

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事
工事地名	埼玉県春日部市不動院野地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	江戸川河川事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	202601009	1 4) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	241日間 自 令和 8年 7月 1日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	浦和地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	中川本川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月26日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持		式	1		132,322,799				
清掃工		式	1		107,214,600				
放水路トンネル内土砂撤去工		式	1		107,214,600				
トンネル内土砂撤去 第4工区		m3	2,900	10,920	31,668,000			単-1号	
立坑内土砂撤去 第4立坑		m3	150	26,940	4,041,000			単-2号	
土砂運搬（第4工区トンネル内～第4立坑上）		式	1		39,586,500			内-1号	
土砂運搬（第4立坑下～第4立坑上）		式	1		1,199,100			内-2号	
土砂運搬（第4立坑上～中川導水施設）	仮置場：第3立坑中川 導水路	式	1		30,720,000			内-3号	
河川土工		式	1		3,495,344				
囲ぎょう堤整備工（中川導水施設）		式	1		3,495,344				
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	720	387.8	279,216			単-3号	
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	130	6,994	909,220			単-4号	

設計内訳書

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	60	260.8	15,648			単-5号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		67,500			内-4号	
吸出し防止材	t=10mm	m2	2,090	1,064	2,223,760			単-6号	
仮設工		式	1		21,612,855				
トンネル仮設備工		式	1		4,035,480				
トンネル排水設備		式	1		1,830,720			内-5号	
トンネル換気設備		式	1		2,204,760			内-6号	
地上部仮設備工		式	1		15,202,458				
搬出入設備		式	1		9,104,880			内-7号	
立坑仮設備		式	1		88,208			内-8号	
濁水処理設備		式	1		4,289,370			内-9号	
立坑受電設備		式	1		1,720,000			内-10号	

設計内訳書

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設工（囲ぎょう堤整備工）		式	1		220, 017				
敷鉄板		式	1		157, 317			内-11号	
土のう		式	1		62, 700			内-12号	
交通管理工		式	1		2, 154, 900				
交通誘導警備員		式	1		2, 154, 900			内-13号	
直接工事費		式	1		132, 322, 799				
共通仮設費		式	1		12, 786, 696				
共通仮設費		式	1		1, 843, 696				
運搬費		式	1		1, 652, 696				
重建設機械分解組立輸送費		式	1		1, 295, 000			内-14号	
仮設材運搬費		式	1		357, 696			内-15号	
役務費		式	1		191, 000				

設計内訳書

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電力基本料金		式	1		191, 000			内-16号	
共通仮設費 (率計上)		式	1		10, 943, 000				
純工事費		式	1		145, 109, 495				
現場管理費		式	1		48, 103, 000				
工事原価		式	1		193, 212, 495				
一般管理費等		式	1		32, 607, 505				
工事価格		式	1		225, 820, 000				
消費税相当額		式	1		22, 582, 000				
工事費計		式	1		248, 402, 000				

一式当たり内訳書

土砂運搬（第4工区トンネル内～第4立坑上）

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂運搬（放水路内）	第4工区トンネル～第4立坑（地上）	m 3	2, 850	13, 890	39, 586, 500			
合 計					39, 586, 500			

一式当たり内訳書

土砂運搬（第4立坑下～第4立坑上）

第 2号内訳書

單僱使用年月	2026. 04
步掛使用年月	2026. 04
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

土砂運搬（第4立坑上～中川導水施設）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂運搬	第4立坑（地上）～仮置き場 運搬距離＝約3. 2km	m 3	3, 000	10, 240	30, 720, 000			
合 計					30, 720, 000			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	500	135	67, 500			
合 計					67, 500			

一式当たり内訳書

トンネル排水設備
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ノッチタンク据付・撤去	立坑下一次貯留用	箇所	1	192, 300	192, 300			
水槽（一般工事用）〔鋼板製簡易水槽〕	2 0 m 3	供用日	91	2, 350	213, 850			
ポンプ据付・撤去 坑外排出用		箇所	1	171, 500	171, 500			
排水ポンプ運転（常時排水）	立坑下～地上（揚程80m）、減勢池～立坑下（揚程10m）	日	91	13, 770	1, 253, 070			
合 計					1, 830, 720			

一式当たり内訳書

トンネル換気設備
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
送風機据付・撤去	風量2100m3/min	台	2	311, 100	622, 200			
送風機運転（第4立坑）	風量2100m3/min	日	63	12, 560	791, 280			
送風機運転（トンネル内）	風量2100m3/min	日	63	12, 560	791, 280			
合 計					2, 204, 760			

一式当たり内訳書

搬出入設備
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
仮設資材搬入・搬出（労務）		日	3	203, 300	609, 900			
クローラクレーン賃料	80t吊	月	4	1, 950, 000	7, 800, 000			
常駐クレーン（燃料費）	クローラクレーン80t	日	66	10, 530	694, 980			
合 計					9, 104, 880			

一式当たり内訳書

立坑仮設備
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	56	452. 3	25, 328			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 109日 無 有	枚	6	10, 480	62, 880			
合 計					88, 208			

一式当たり内訳書

濁水処理設備

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
濁水処理設備設置・撤去	設置 標準							
		箇所	1	493, 000	493, 000			
濁水処理設備設置・撤去	撤去 標準							
		箇所	1	250, 100	250, 100			
濁水処理設備運転	30m3/h 常時処理							
		日	91	22, 770	2, 072, 070			
濁水処理設備保守点検（濁水処理工（一般土木））								
		回	91	16, 200	1, 474, 200			
合 計					4, 289, 370			

一式当たり内訳書

立坑受電設備
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
低圧受電設備	設備容量40KW 存場期間6ヵ月未満	式	1		1, 720, 000			
合 計					1, 720, 000			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第 11号内訳書

單僱使用年月	2026. 04
步掛使用年月	2026. 04
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 12号内訳書
土のう

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
囲ぎょう堤整備（中川導水路施設）								
大型土のう工	製作・設置 1t土のう 丸型φ110cm×108cm 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	袋	12	5, 225	62, 700			
合 計					62, 700			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	110	19, 590	2, 154, 900			
合 計					2, 154, 900			

一式当たり内訳書

第 14号内訳書 重建設機械分解組立輸送費

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クローラークレーン系 35t吊超80t吊以下(クラム平積0. 6m3超2m3下) 標準(1. 0)	回	1	1, 295, 000	1, 295, 000			
合 計					1, 295, 000			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
第4立坑								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 22km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	9. 6	4, 710	45, 216			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 22km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	9. 6	4, 710	45, 216			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	9. 6	3, 000	28, 800			
中川導水施設								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 24km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	19. 2	4, 710	90, 432			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 24km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	19. 2	4, 710	90, 432			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	19. 2	3, 000	57, 600			
合 計					357, 696			

一式当たり内訳書

電力基本料金
第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電力基本料金	191千円	式	1		191, 000			
合 計					191, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	トンネル内土砂撤去 第4工区		単位	m3	数量	1	単価	10, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂撤去（トンネル）		第4工区	m 3	1	10, 920	10, 920		
計						10, 920		
単価						10, 920	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	立坑内土砂撤去 第4立坑		単位	m3	数量	1	単価	26, 940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂撤去（立坑）		第4立坑 減勢池含む	m 3	1	26, 940	26, 940		
計						26, 940		
単価						26, 940	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－3号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	387. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	1	387. 8	387. 8		
計						387. 8		
単価						387. 8	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－4号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6, 994
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m未満	m 3	1	6, 994	6, 994		
計						6, 994		
単価						6, 994	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－5号	路体(築堤)盛土	4. 0m以上	単位	m3	数量	1	単価	260. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		4. 0m以上 20, 000m3未満 無し	m 3	1	260. 8	260. 8		
計						260. 8		
単価						260. 8	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－6号	吸出し防止材	t=10mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 064
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
吸出し防止材設置			m 2	1	1, 064	1, 064		
計						1, 064		
単価						1, 064	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土砂撤去（トンネル）	第4工区	単位	m 3	数量	100	単価	10, 920
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	3. 3	33, 354	110, 068		
	普通作業員		人	26. 4	26, 418	697, 435		
	バックホウ_クローラ型運転	後方超小旋回型・超低騒音型・排3次・山0. 28／平0. 2	日	3. 3	56, 180	185, 394		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		99, 103		
	計					1, 092, 000		
	単価					10, 920	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土砂撤去（立坑）	第4立坑 減勢池含む	単位	m 3	数量	100	単価	26, 940
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	9. 1	33, 354	303, 521		
	普通作業員		人	54. 6	26, 418	1, 442, 422		
	バックホウ_クローラ型運転	後方超小旋回型・超低騒音型・排3次・山0. 45/平0. 35	日	9. 1	63, 390	576, 849		
	諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		371, 208		
	計					2, 694, 000		
	単価					26, 940	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土砂運搬（放水路内）	第4工区トシル～第4立坑（地上）	単位	m 3	数量	100	単価	13, 890
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	5	33, 354	166, 770		
	特殊作業員		人	10	29, 580	295, 800		
	普通作業員		人	20	26, 418	528, 360		
	ホイールロータ_トラクションベル運転	普通(超低騒音型)・排ガス3次・(山積)1. 3～1. 4m3	日	5	59, 120	295, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		102, 470		
	計					1, 389, 000		
	単価					13, 890	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土砂運搬（放水路内）	第4立坑下～第4立坑（地上）	単位	m 3	数量	100	単価	7, 994
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	5	33, 354	166, 770		
	特殊作業員		人	10	29, 580	295, 800		
	普通作業員		人	10	26, 418	264, 180		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		72, 650		
	計					799, 400		
	単価					7, 994	円／m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	土砂運搬	第4立坑（地上）～仮置き場 運搬距離＝約3. 2km	単位	m 3	数量	100	単価	10, 240	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
バックホウ_クローラ型運転		標準型・排ガス2次・山積0. 45m3／平積0. 35m3	日	5	54, 420	272, 100			
汚泥吸排車運転		トラック架装型 積載質量9. 5t 吸入管径75mm	日	5	95, 850	479, 250			
バックホウ_クローラ型運転		標準型・排ガス2次・山積0. 45m3／平積0. 35m3	日	5	54, 420	272, 100			
諸雑費（まるめ）			式	1		550			
計						1, 024, 000			
単価						10, 240	円／m 3		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ハッチャク据付・撤去	立坑下一次貯留用	単位	箇所	数量	1	単価	192, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	33, 354	33, 354		
	特殊作業員		人	2	29, 580	59, 160		
	普通作業員		人	3	26, 418	79, 254		
	諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		20, 532		
	計					192, 300		
	単価					192, 300	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ボンプ据付・撤去 坑外排出用		単位	箇所	数量	1	単価	171, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	33, 354	33, 354		
	特殊作業員		人	0. 2	29, 580	5, 916		
	普通作業員		人	4	26, 418	105, 672		
	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・超低騒音・クレーン付2. 9t吊・排2014年・山積0. 8m3	日	0. 5	53, 110	26, 555		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					171, 500		
	単価					171, 500	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	排水ポンプ 運転（常時排水）	立坑下～地上(揚程80m)、減勢池～立坑下(揚程10m)	単位	日	数量	1	単価	13, 770
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	0. 17	29, 580	5, 028		
工事用水中ポンプ 運転		0以上40（m3/h）未満 常時排水	日	1	8, 345	8, 345		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		397		
計						13, 770		
単価						13, 770	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	送風機据付・撤去	風量2100m3/min	単位	台	数量	1	単価	311, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 5	33, 354	50, 031		
	設備機械工		人	3	28, 662	85, 986		
	電工		人	1. 5	31, 824	47, 736		
	とび工		人	3	33, 048	99, 144		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		28, 203		
	計					311, 100		
	単価					311, 100	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	送風機運転（第４立坑）	風量2100m3/min	単位	日	数量	1	単価	12, 560
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軸流ファン〔軸流式・定風量型〕	風量 2 1 0 0 m 3 / m i n 風圧 0 . 3 k P a						
			日	1	10, 800	10, 800		
	電力料		k w H	75	23. 39	1, 754		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					12, 560		
	単価					12, 560	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	送風機運転（トシ内）	風量2100m3/min	単位	日	数量	1	単価	12, 560
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軸流ファン [軸流式・定風量型]	風量 2 1 0 0 m 3 / m i n 風圧 0 . 3 k P a						
			日	1	10, 800	10, 800		
	電力料		k w H	75	23. 39	1, 754		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					12, 560		
	単価					12, 560	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	仮設資材搬入・搬出（労務）		単位	日	数量	1	単価	203, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	33, 354	33, 354		
	特殊作業員		人	3	29, 580	88, 740		
	普通作業員		人	3	26, 418	79, 254		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		1, 952		
	計					203, 300		
	単価					203, 300	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	常駐クレーン（燃料費）	クローラクレーン80t	単位	日	数量	1	単価	10, 530
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	78	135	10, 530		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						10, 530		
単価						10, 530	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	452. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 354	9, 839		
	とび工		人	0. 295	33, 048	9, 749		
	普通作業員		人	0. 295	26, 418	7, 793		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	59, 000	17, 405		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444		
	計					45, 230		
	単価					452. 3	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 109日 無 有	単位	枚	数量		単価	10,480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	9,374	9,374		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					10,480		
	単価					10,480	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	濁水処理設備設置・撤去	設置 標準	単位	箇所	数量	1	単価	493, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 4	33, 354	80, 049		
	電工		人	2. 9	31, 824	92, 289		
	設備機械工		人	6. 2	28, 662	177, 704		
	普通作業員		人	4	26, 418	105, 672		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 7	53, 200	37, 240		
	諸雑費（まるめ）		式	1		46		
	計					493, 000		
	単価					493, 000	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	濁水処理設備設置・撤去	撤去 標準	単位	箇所	数量	1	単価	250, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 3	33, 354	43, 360		
	電工		人	0. 9	31, 824	28, 641		
	設備機械工		人	3. 9	28, 662	111, 781		
	普通作業員		人	1. 3	26, 418	34, 343		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 6	53, 200	31, 920		
	諸雑費（まるめ）		式	1		55		
	計					250, 100		
	単価					250, 100	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	濁水処理設備運転	30m3/h 常時処理	単位	日	数量	1	単価	22, 770
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	濁水処理装置 ポータブル型・機械処理沈殿方式	処理能力 3 0 m 3 / h	日	1	20, 400	20, 400		
	電力料		k w H	101	23. 39	2, 362		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					22, 770		
	単価					22, 770	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	濁水処理設備保守点検（濁水処理工（一般土木））		単位	回	数量	1	単価	16, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
設備機械工			人	0. 27	28, 662	7, 738		
普通作業員			人	0. 32	26, 418	8, 453		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						16, 200		
単価						16, 200	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 91日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	8,926
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	7,826	7,826		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					8,926		
	単価					8,926	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作・設置 1t土のう 丸型φ110cm×108cm 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	5, 225
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 294	33, 354	9, 806		
	特殊作業員		人	0. 294	29, 580	8, 696		
	普通作業員		人	0. 294	26, 418	7, 766		
	1t土のう	丸型 φ110cm×108cm	袋	10	1, 100	11, 000		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	日	0. 294	50, 070	14, 720		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		262		
	計					52, 250		
	単価					5, 225	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	19, 590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人	1	19, 584	19, 584		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					19, 590		
	単価					19, 590	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クローラー系 35t吊超80t吊以下(クラム平積0. 6m3超2m3下) 標準(1. 0)	単位	回	数量	1	単価	1, 295, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	5. 5	29, 580	162, 690		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力2 5 t 吊	日	1. 5	53, 200	79, 800		
運搬費等率 434%			式	1		1, 052, 406		
諸雑費（まるめ）			式	1		104		
計						1, 295, 000		
単価						1, 295, 000	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 22km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4, 710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 30kmまで	t	1	4, 710	4, 710		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 710		
単価						4, 710	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1, 500	3, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 000		
単価						3, 000	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 24km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4, 710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 30kmまで	t	1	4, 710	4, 710		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 710		
単価						4, 710	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	電力基本料金	191千円	単位	式	数量	1	単価	191, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電力基本料金			式	1		191, 000		
計						191, 000		
単価						191, 000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ_クロー型運転	後方超小旋回型・超低騒音型・排3次・山0.28／平0.2	単位	日	数量	1	単価	56, 180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334		
軽油			L	34. 4	135	4, 644		
バックホウ損料		後方超小旋回型・超低騒音型・排3次・山0.28／平0.2	供用日	1. 5	12, 800	19, 200		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						56, 180		
単価						56, 180	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ_クローラ型運転	後方超小旋回型・超低騒音型・排3次・山0.45/平0.35	単位	日	数量	1	単価	63,390
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334		
軽油			L	57.8	135	7,803		
バックホウ（クローラ）〔後方超小旋回・超低騒音〕		排出ガス対策型（第3次）バケット容量0.45m ³	供用日	1.5	15,500	23,250		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						63,390		
単価						63,390	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ホイールロータ°_トラクタショベル運転	普通(超低騒音型)・排ガス3次・(山積)1.3～1.4m3	単位	日	数量	1	単価	59,120
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334		
軽油			L	46.8	135	6,318		
ホイールロータ°_トラクタショベル損料		普通(超低騒音型)・排ガス3次・(山積)1.3～1.4m3	供用日	1.55	13,200	20,460		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						59,120		
単価						59,120	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ_クローラ型運転	標準型・排ガス2次・山積0.45m3／平積0.35m3	単位	日	数量	1	単価	54,420
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334		
軽油			L	50.2	135	6,777		
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕			排出ガス対策型（第2次）バケット容量0.45m3	供用日	1.5	10,200	15,300	
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						54,420		
単価						54,420	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	汚泥吸排車運転	トラック架装型 積載質量9.5t 吸入管径75mm	単位	日	数量	1	単価	95,850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	27,948	27,948		
	軽油		L	100	135	13,500		
	汚泥吸排車[トラック架装型]損料	積載質量9.5t吸入管径φ75mm	供用日	1.33	40,900	54,397		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					95,850		
	単価					95,850	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・超低騒音・クレーン付2. 9t吊・排2014年・山積0. 8m3	単位	日	数量	1	単価	53, 110
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334		
軽油			L	45	135	6, 075		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 8 m 3 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 47	10, 000	14, 700		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						53, 110		
単価						53, 110	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	工事中水中ポンプ 運転	0以上40（m3/h）未満 常時排水	単位	日	数量	1	単価	8, 345
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	【高揚程ポンプ】							
	小型多段遠心ポンプ（タービンポンプ） [片吸込]	モータ駆動φ 8 0 mmインペラ数6段 全揚程 8 0 m	供用日	1. 1	1, 920	2, 112		
	電力料		k w H	168	23. 39	3, 929		
	【立杭内ポンプ】							
	工事中水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径 2 0 0 mm 全揚程 1 0 m	日	1. 1	458	503		
	電力料		k w H	77	23. 39	1, 801		
	計					8, 345		
	単価					8, 345	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	59, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 334	32, 334		
	軽油		L	119	135	16, 065		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					59, 000		
	単価					59, 000	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	50, 070
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 334	32, 334		
	軽油		L	63	135	8, 505		
	バックホウ（クレーン型）〔後方超小旋回・クレーン付〕	バケット容量0. 4 5 m 3 吊能力2. 9 t吊	日	1. 28	7, 210	9, 228		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					50, 070		
	単価					50, 070	円／日	

R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	132, 322, 799
(2) 共通仮設費 -----	12, 786, 696
(3) 純工事費 -----	145, 109, 495

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	48, 103, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	193, 212, 495
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	32, 607, 505
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	225, 820, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	22, 582, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	248, 402, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	225, 820, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	225, 852, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	205, 320, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	32, 614, 269
-------------------------	--------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	132, 322, 799	直接工事費	132, 322, 799	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		132, 322, 799	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		132, 322, 799		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.76 %		0 %		
施工地域等補正		1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.27 %	(8.11% × 週休1.02)			
計上額		10, 943, 000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	132,322,799		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,843,696				
運搬費	1,652,696	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	191,000	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					12,786,696

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	145, 109, 495	単独（追加工事）直接工事費	132, 322, 799	単独（追加工事）共通仮設費	12, 786, 696
非対象額計（－）	0				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	145, 109, 495	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	145, 109, 495		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29. 25 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1. 1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT 施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33. 15 %（32. 18% × 週休 1. 03）		0 %		
計上額	48, 103, 000		0		0
			12, 916, 904（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	江戸川河川事務所 管理課	工事番号	202601009	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				河川維持工事

工事原価	193, 212, 495				
純工事費	145, 109, 495	現場管理費	48, 103, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	193, 212, 495	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	193, 212, 495	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	193, 212, 495				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16. 84 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	32, 607, 505				
業務委託料等	0				
調査基準価格	225, 852, 000				
調査基準価格の100/110	205, 320, 000	（ 90. 92 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
清掃工		式		1		
放水路トンネル内土砂撤去工		式		1		
トンネル内土砂撤去 第4工区		m3		2,900		
立坑内土砂撤去 第4立坑		m3		150		
土砂運搬 (第4工区トンネル内～第4立坑上)		式		1		
土砂運搬 (第4立坑下～第4立坑上)		式		1		
土砂運搬 (第4立坑上～中川導水施設)	仮置場：第3立坑中川導水路	式		1		
河川土工		式		1		
囲ぎょう堤整備工 (中川導水施設)		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		720		

工事数量総括表

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		130		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		60		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
吸出し防止材	t=10mm	m2		2,090		
仮設工		式		1		
トンネル仮設備工		式		1		
トンネル排水設備		式		1		
トンネル換気設備		式		1		
地上部仮設備工		式		1		
搬出入設備		式		1		
立坑仮設備		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
濁水処理設備		式		1		
立坑受電設備		式		1		
仮設工 (囲ぎよう堤整備工)		式		1		
敷鉄板		式		1		
土のう		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
役務費		式		1		
電力基本料金		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
工事費計			式		1			

令和 7 年度

R 7 首都圏外郭放水路土砂撤去工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省関東地方整備局

江戸川河川事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで当該技術者が連続して従事した場合。

ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 2 月 26 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙一覧表内の工事でなければならない。
 - （６）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を

提出しすること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成登録については、「土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受け場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県春日部市樋籠地先 緯度 35° 59′ 31″、経度 139° 46′ 34″

終点 埼玉県春日部市小淵地先 緯度 35° 59′ 24″、経度 139° 44′ 55″

第7条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 8 条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 9 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 10 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 11 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 12 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、

活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、本工事で使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 13 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 14 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している

工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 15 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 16 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 17 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版：令和 7 年 3 月）」によることとする。

第 18 条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第19条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
土砂発生土		敷均し・締め固め

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （処分）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

方法			
----	--	--	--

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 20 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 21 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、

「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、

電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第22条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第23条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電

子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 7 年度版）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は

URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 2 4 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能

(し尿処理装置付き含む)

- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場

環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 25 条 工事中の安全確保

- １．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- Ⅰ．架空線等の損傷事故防止
- Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ．事故防止

- ２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

- ３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員と協議するものとする。

- ４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

- ５．除草中に天端、法面、小段等に修繕を必要と思われる箇所を発見した時は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

- ６．堤防天端及びその周辺の一部区間は、「自転車歩行者専用道路供用区間」

であることから、施工にあたっては十分注意するものとする。

7. 堤防及びその周辺には光ケーブル等が埋設されていることから、施工にあたっては、埋設物に十分注意するものとする。なお、損傷を与えた場合には、直ちに監督職員に報告するとともに補修しなければならない。

8. 水上での作業を実施する場合は、作業用救命衣を着用するものとする。

9. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

10. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

11. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30 度(℃)以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高 25 度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が 25 度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30 度(℃)以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上、又は WBGT が 25 度(℃)以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第26条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第27条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-26 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-4 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載のうえ監督職員に提出するものとする。また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載し、安全確保に万全の体制を執るものとする。

第28条 施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、設計変更審査会で協議した上で施工計画書に記載の上、監督職員に提出し実施するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第29条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第30条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与さ

れた資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第 3 1 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 2 8 年 1 2 月関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 3 2 条 特定調達品目の調査実績の集計

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 3 3 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 3 4 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。

2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出

ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第 3 5 条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 3 6 条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 3 7 条 工事用電力

本工事で使用する電力は、商用電力を予定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第 38 条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6 月 1 日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

- ・ 準備工
- ・ 囲ぎよう堤整備工（仮設含む）
- ・ 後片付け

設計及び現地照査の結果や現場条件の変更、資機材の調達状況などにより、工期の変更が必要となる場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

第 39 条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 40 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 41 条 週休 2 日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。
2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。

なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 4 2 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、施工箇所近隣の観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。
2. 本試行に関するアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 4 3 条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙 2）を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

10. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

11. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

12. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第44条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。本工事で使用する電力は、商用電力を予定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R7・8・9江戸川上流右岸河川維持工事	第4立坑構内、中川導水施設	令和7年12月～令和9年11月
R7・8庄和排水機場等点検整備業務	庄和排水機場等の点検及び整備業務	令和7年4月1日～令和9年3月31日

第45条 外郭放水路の洪水調節

1. 各流入施設の水位が計画高水を超える又は流域に浸水の恐れがある場合は、非出水期（11月～翌5月）においても、トンネル内に洪水を流入させるため、坑内作業にあたっては、作業人員及び坑内搬入機械を速やかに退避・搬出できる体制を整えなければならない。

なお、退避・搬出が出来ない機械等がある場合は、流出防止のための体制を整えなければならない。

2. 出水時における坑内機材の搬出に関しては、契約締結後、速やかに「搬出計画書」を作成するものとし、詳細については監督職員と協議の上、定めるものとする。

なお、坑内機材の搬出に必要なクレーン等の機材については、坑内作業期間中は常駐することを見込んでいる。

3. 洪水をトンネル内に流入したことに伴い発生する費用および工期については、設計変更の対象とする。
4. 洪水をトンネル内に流入させた場合において、搬出計画書に基づき坑内搬出を行ってもなお生じた機材等の損害については、別途協議により補償の対象とする。
5. 出水時における坑内機材の搬出開始時期は、当該地域に洪水警報が発令され、かつ、各支川の水位が外郭放水路警戒体制水位（大落古利根川 5.50m、幸松川 5.11m、倉松川 4.00m、中川 5.20m、18号水路 5.50m）に達した時点とする。ただし、降雨および水位等の状況により、監督職員と協議の上、決定するものとする。
6. 搬出計画に基づき、坑内機材を搬出したことに伴って発生する費用および工期については、当初見込んでいないが設計変更の対象とする。

第46条 土砂撤去数量

本工事の土砂撤去数量は、概略数量を示したものであり、出来高数量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

第47条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術 又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準

化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 48 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 47 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 47 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。
「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 49 条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
放水路内清掃工	土砂撤去 第 4 工区	土砂撤去完了時
	土砂撤去 第 4 立坑	

その他	監督職員が必要と認めた場合
-----	---------------

第50条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第51条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択すること

も可能である。

	工事実施状況	出来高		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 5 2 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

9. VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
12. VE 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
14. 発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 53 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 47 条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 54 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 55 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 56 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、工事監督支援業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 57 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 58 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改訂令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではな

らない。

2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第５９条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第６０条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出す

ること。

第 6 1 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来高管理図表
② 施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 6 2 条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 6 3 条 「建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式

1. 本工事は、「江戸川河川事務所 建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事とする。
2. 当事務所独自の表彰制度「江戸川河川事務所 建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式は、「担い手_様式－１」「担い手_様式－２」のとおりとする。
3. 受注者は、自ら立案実施した担い手確保・育成に関する取組について、工事完成時までに前項の様式により監督職員に提出することができる。

なお、提出は共通仕様書 3－1－1－16 「創意工夫」の様式に追加して提出すること。

4. 本表彰制度については、江戸川河川事務所のホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00839.html>) に掲載されているため、参照すること。

５．本制度に係る取組については、設計変更の対象としない。

第 6 4 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 2 章 土工

第 6 5 条 外郭放水路トンネル内土砂撤去

1. 工事着手前に作業上支障となる箇所（ハンドホール・計測機器等）の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。
2. 坑内のハンドホール内の土砂撤去は行う必要はない。
3. 原則、堆積土砂は全撤去であるが、構台仮設等の支障物があり撤去困難と見受けられる部分は、監督職員と協議の上、土砂撤去量を決定することが出来るものとする。
4. 土砂撤去後に残存している土砂の規格値は 10 mm 以下を標準とするが、これにより難しい場合は監督職員の確認を得るものとする。

第 6 6 条 土砂運搬

1. トンネル内・立坑減勢池内等からの土砂および資材等の搬出は、第 4 立坑からを見込んでいるが、それ以外の立坑を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 土砂の運搬先は下記の通りとし、場所等の詳細については監督職員の指示によるものとする。

施工箇所	運搬先	運搬距離
------	-----	------

第 3 立坑	中川導水施設仮置場	L=3.2 k m (片道平均)
--------	-----------	------------------

3. 運搬に際しては、堆積土の性状に応じ、適切な構造の運搬車両、運搬容器等を使用し、堆積土が周辺または路上等に飛散しないよう管理を行い運搬しなければならない。

なお、運搬車両は、汚泥吸排車 9.5t を見込んでいる。

4. 現場条件等の変化により条件変更が生じた場合は、代替処理方法について監督職員と協議しなければならない。
5. 搬出土砂は仮置場で敷均すものとする。
6. 土砂運搬に伴い仮置場の再整備等が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
7. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情等により、上記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 7 条 建設発生土の受け入れ地

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、別紙様式－8 により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
8. 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)

第 3 章 一般施工

第 6 8 条 仮設ヤード造成工

1. 第 3 立坑中川導水路に仮置き土砂ヤードを造成するものとする。

掘削により発生した土砂は、囲ぎよう堤の盛土材、大型土のうに流用する他、残りの土砂については、囲ぎよう堤近くの官用地に仮置きする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、土砂が締固めに適さない土質の場合については、監督職員と協議するものとする。

2. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情等により、上記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 9 条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有している製品のうち、下記の規格

を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（別表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10^{-2} （l/s）以上	JISL3204準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	1.0 t f / m 以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISK7114準拠（PH5～9）
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISA1410準拠JISA1415準拠
適用勾配	1：3	

* 上記については、河川護岸用吸出し防止シートにのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

別表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	$\phi 95 / \phi 85 \leq 1.0$ （尚、 $\phi 95 \leq \phi 2$ mmは上記判定不要）	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10^{-2} （l/s）以上	JISL3204準拠
引張強度	1.0 t f / m 以上（縦・横方向共）	JISL3204準拠
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISK7114準拠（PH5～9）
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISA1410 JISA1415準拠
摩擦（静止摩擦係数）	$\mu \geq 0.5$ （適用勾配 1：2 以上） 0.3（適用勾配 1：3 以上）	国土センター統一試験

※なお、「技術証明書」については、「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

第４章 仮設工

第７０条 一般事項

トンネル内作業においては、労働安全衛生規則等の有害な作業環境に規定される諸基準を遵守しなければならない。

第 7 1 条 既存施設

1. 昇降施設については、立坑に設置してある既設の鋼製階段を使用できるものとする。

また、第 1 立坑エレベーター、第 3 立坑のエレベーターを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

2. 各立坑のキャットウォークに設置されている照明を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、トンネル内には照明施設がないため、作業上必要な照明については、請負者が設置するものとする。

3. 第 2・4 立坑に設置されている換気設備を使用する場合については、監督職員と協議するものとする。

4. 第 4 立坑から第 1 立坑に漏水対策として設置してある濁水移送ポンプ及び濁水移送配管を使用する場合については、監督職員と協議するものとする。

5. 第 1・3 立坑に設置されている第 1 次・第 2 次残水ポンプを使用する場合については、監督職員と協議するものとする。

6. 既存設備の使用に費やした燃料費等は、設計変更の対象とする。

7. 既存設備を使用する場合は、点検等を行い、不具合等がないものとする。

不具合等が生じた場合は、すぐに監督職員に報告し協議するものとする

8. 各立坑のキャットウォーク等の設備については、安全性について確認の上、使用するものとする。

9. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情等により、上記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 2 条 トンネル排水設備

1. 坑内は漏水があるため、土砂撤去作業を実施するために必要な坑外への搬出用の排水ポンプ（第 4 立坑）を見込んでいる。漏水量は以下の規模のものを見込んでいるが、漏水の状態により排水量に不足が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

漏水量：10～30m³/h 以下（放水路全体）

2. 排水設備の運転日数について、土砂撤去数量・漏水量の増減が生じた場合には、設計変更の対象とする。

3. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情等により、上記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 3 条 トンネル換気設備

1. 換気については、現地の条件を十分把握し、管理・安全性等については請負者において十分検討を行い、請負者の責任において決定し、換気等事故の防止に必要な措置を講ずるものとする。

2. 換気設備の運転日数について、土砂撤去数量の増減が生じた場合には、設計変更の対象とする。

第 7 4 条 トンネル受電設備

本工事の受電設備は、坑内の工程や作業の安全性、坑内で使用する機械などを考慮して、請負者の責任において構造・仕様を決定し必要な設備を設けるものとする。

なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 5 条 搬出入設備

1. 本工事の資機材搬入・搬出設備は、立坑車両搬入用開口部・立坑周辺施設・立坑内インパート等の現地状況及び工事の規模・工程を十分に把握し、安全性、経済性等について請負者において十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。
2. 各立坑の開口部の管理及び安全確保については、受注者の責任において実施しなければならない。

なお、開口部に設置されている自動開閉装置は使用することができる。

3. 設置日数について、土砂撤去数量の増減が生じた場合には、設計変更の対象とする。

第 7 6 条 立坑仮設備

1. 第 4 立坑敷地内重機施工に際しては、舗装養生を行うこと。なお、養生範囲は監督職員の承諾を得るものとする。
2. 設置日数について、土砂撤去数量の増減が生じた場合には、設計変更の対象とする。

第 7 7 条 濁水処理設備

坑内の漏水及び土砂撤去時に発生する濁水等について、第 4 立坑に濁水処理設備を設けて処理するものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

1. 濁水処理設備は、機械処理沈殿方式とし処理後の基準値は、下記を満足しなければならない。

項目	基準値
水素イオン濃度 (PH)	5. 8 ~ 8. 6
浮遊物量 (SS)	1 8 0 mg/L

2. 設置日数について、土砂撤去数量の増減が生じた場合には、設計変更の対象とする。

また、泥土処理については、監督職員と協議するものとし、設計変更の

対象とする。

- ３．濁水処理装置の処理能力は、３０m³/hを想定している。
- ４．濁水処理設備の保守点検を１回/日（休日を含む）行うものとする。
- ５．工事発注後に明らかになったやむをえない事情等により、上記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第５章 その他

第７８条 苦情等の処理

工事中、沿川住民等より苦情又は意見等があった場合は、丁寧に対応し直ちに監督職員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

第７９条 後片づけ

工事施工に伴って堤防その他に損傷を与えた場合は、原形に復旧するものとする。

第８０条 震災対策

- １．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- ２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第８１条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第８２条 災害時における災害応急復旧の対応

- １．河川に災害等が発生し、監督職員から出動の指示を受けたときには、遅滞なく当該箇所の応急復旧を実施し、設計変更の対象とする。
- ２．業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材を速やかに報告するものとする。

第８３条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	19条

[illegible]

担い手_様式ー1

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者 名	△△建設（株）
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 - 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 - 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール - 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境（更衣室、休息場所、清潔なトイレの設置等）の整備 - 等		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 - 等		
☐ その他			

※ 朱書きは、記載例を表す。

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名：□□出張所

工 事 名	〇〇工事		受注者名	〇〇建設（株）	
項 目	様式－1の「項目」を記載				
実施内容	様式－1の「実施内容」を記載				
実施日（期間）	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（〇日間）		対象者・人数	〇〇高校、〇名	
他工事との合同実施	☐ 有り ☐ 無し		合同実施工事名（〇〇工事）		
マスコミ取材	☐ 有り ☐ 無し		取材会社名（〇〇新聞社、△△テレビ）		
(具体的な実施内容の説明)					
(添付図・写真)					

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※ 朱書きは、記載例を表す。

○別紙一覧表

(1) 茨城県

古河市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、
結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町

(2) 埼玉県

さいたま市、川口市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、
越谷市、蕨市、戸田市、志木市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、
三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、
北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町

(3) 千葉県

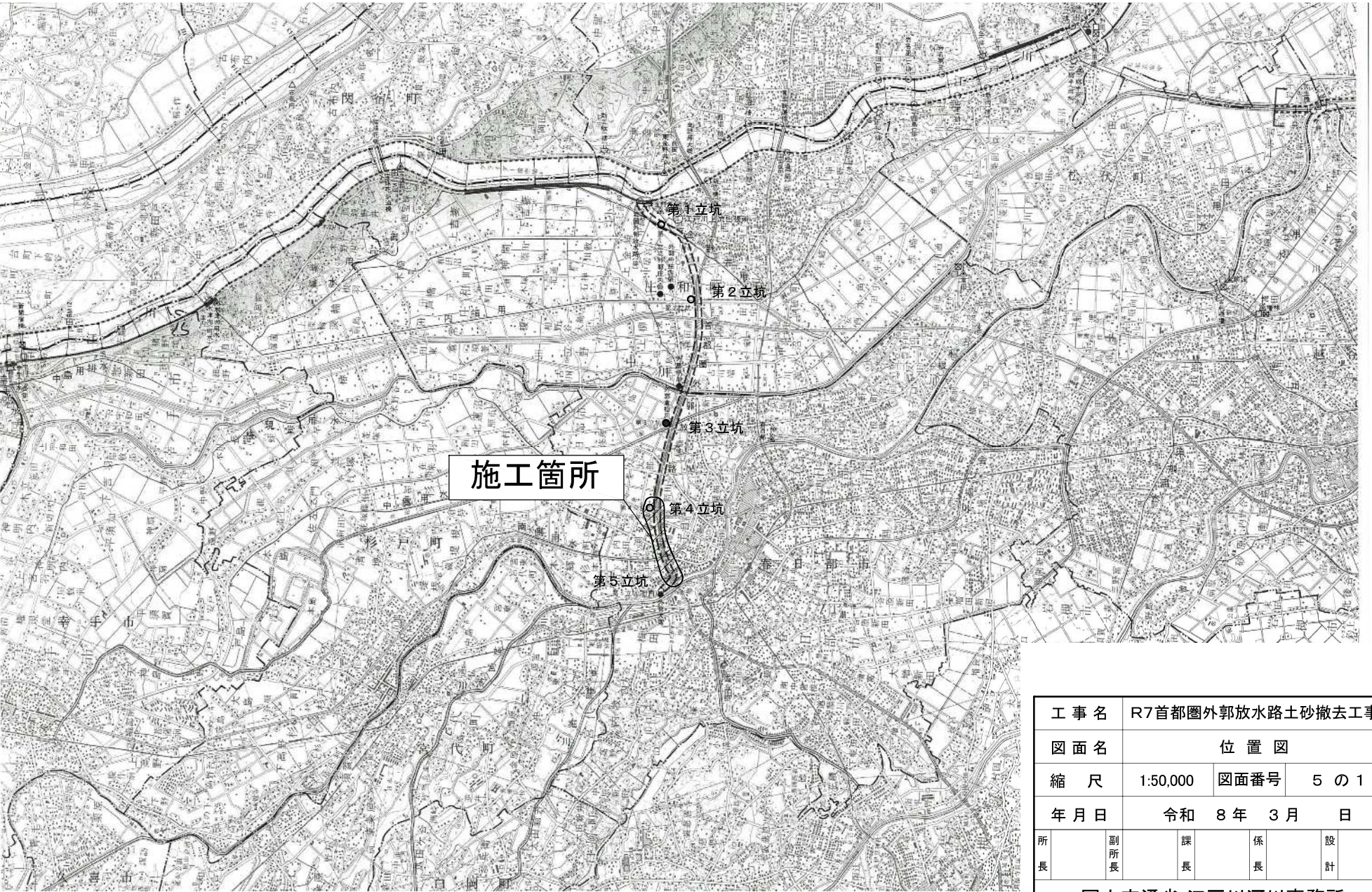
松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

(4) 東京都

足立区

位置図

S=1:50,000

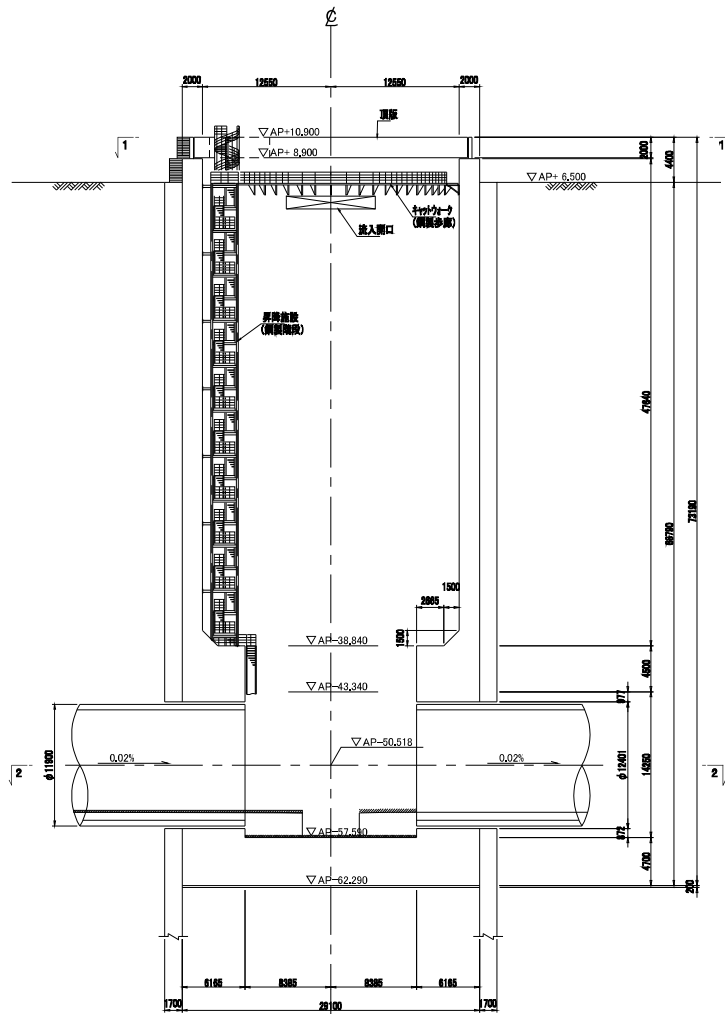


工 事 名		R7首都圏外郭放水路土砂撤去工事		
図 面 名		位 置 図		
縮 尺		1:50,000	図面番号	5 の 1
年 月 日		令和 8 年 3 月 日		
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計
国土交通省 江戸川河川事務所				

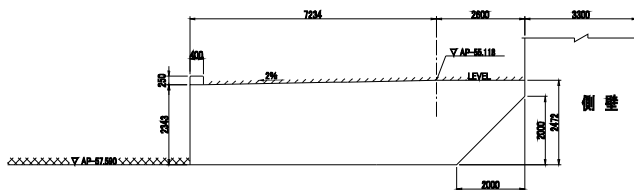
第4立坑構造一般図

第4立坑断面図 S=1:500

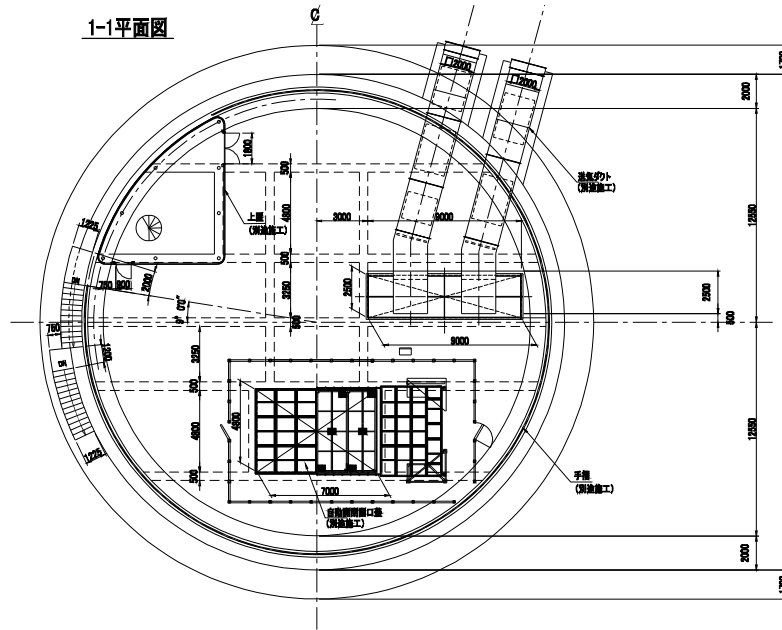
第4立坑平面図 S=1:300



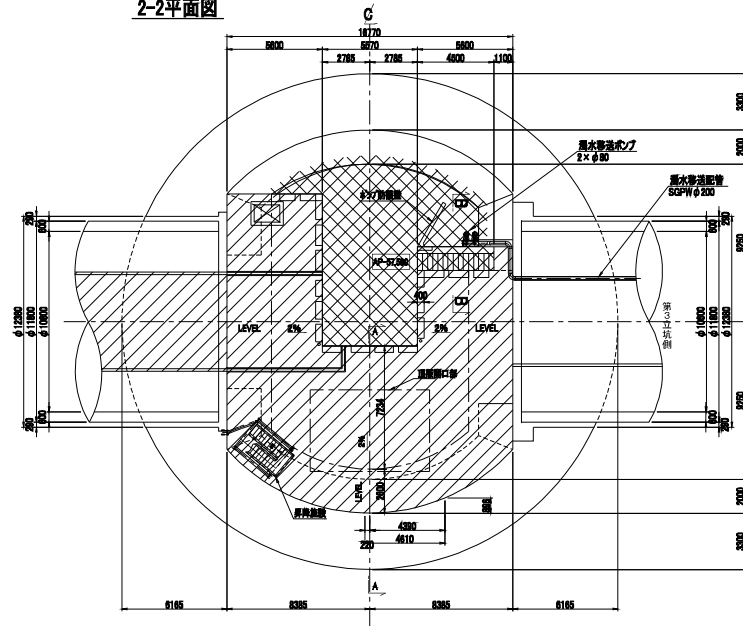
A-A断面図 S=1:150



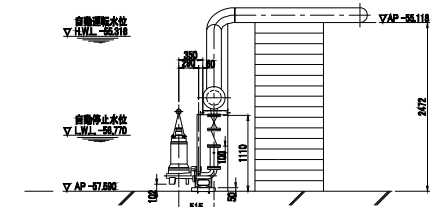
1-1平面図



2-2平面図



B-B断面図 S=1:75



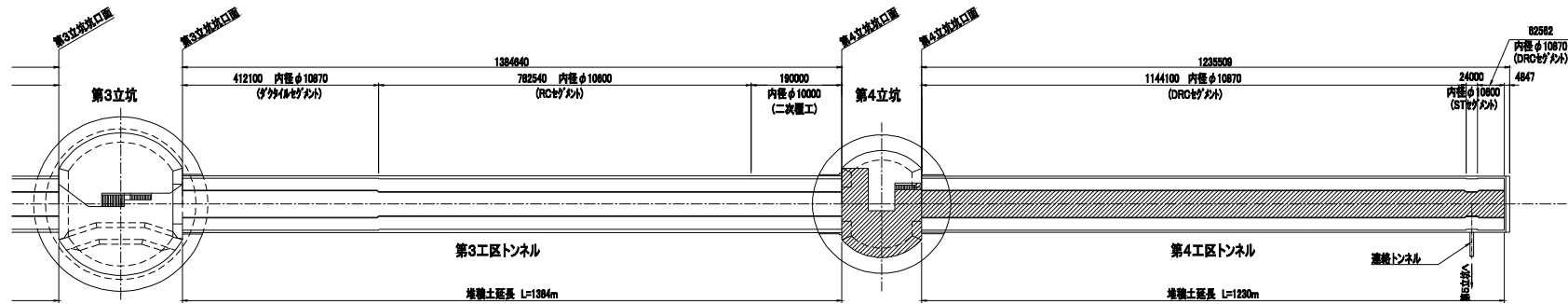
土砂撤去範囲(立坑内)
土砂撤去範囲(トンネル)

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

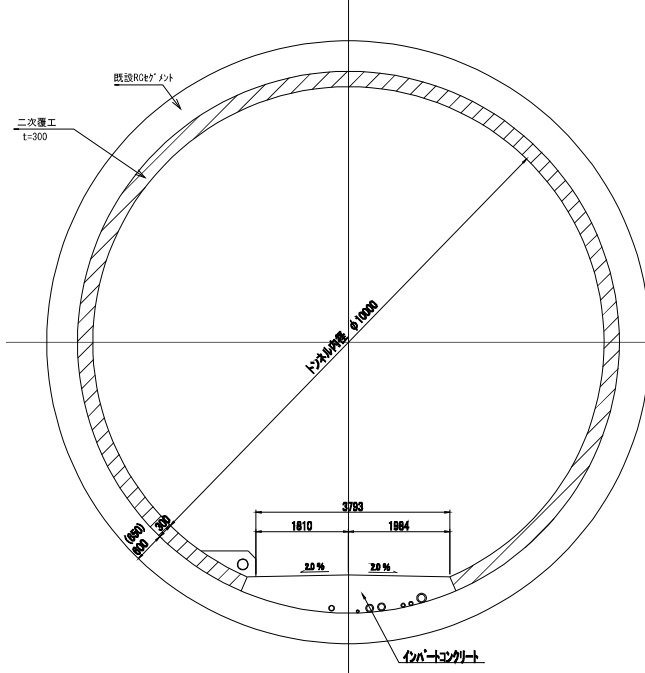
工事名	R7首都圏外郭放水路土砂撤去工事
図面名	第4立坑構造一般図
縮尺	図示
図面番号	5の2
年月日	令和8年3月 日
設計会社名	
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所

第3・4工区トンネル一般図

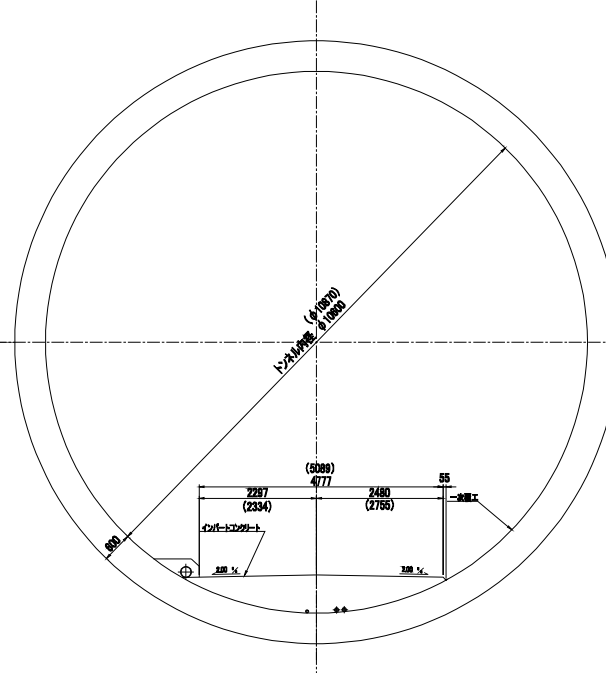
第3、第4工区トンネル S=1:500



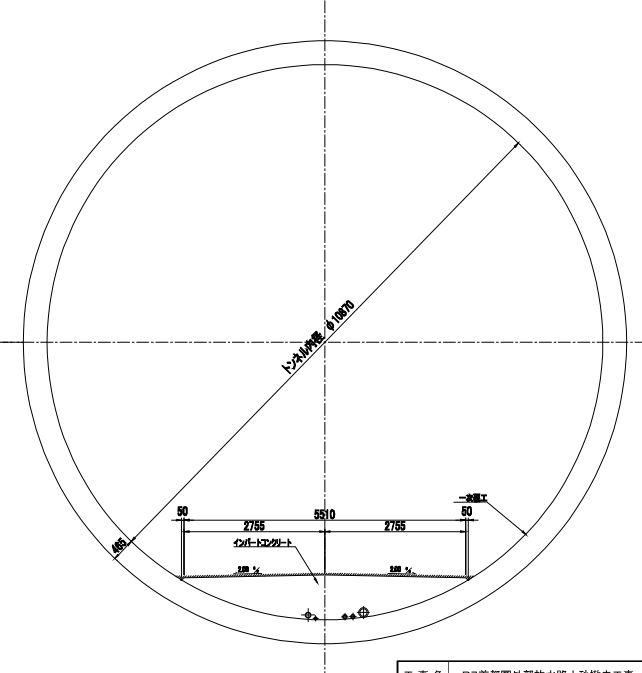
第3工区トンネル S=1:500
(二次覆工)



第3工区トンネル S=1:50
(RCセグメント・ダクタイルセグメント)



第4工区トンネル S=1:500
(DRCセグメント)



※()ダクタイルセグメント

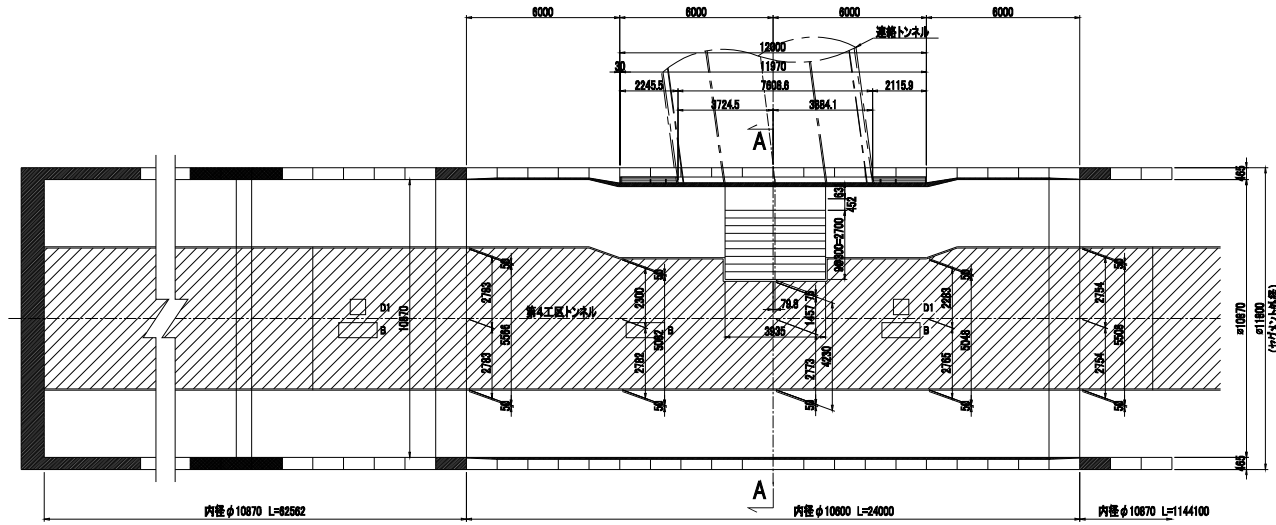
土砂撤去範囲(トンネル)

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

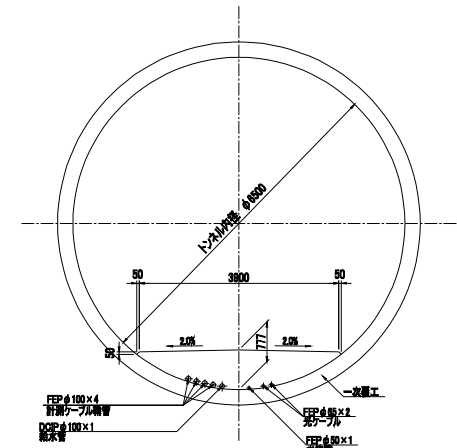
工 事 名	R7首都圏外郭放水路土砂撤去工事		
図 面 名	第3・4工区トンネル 一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	5 の 3
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

第4工区トンネル接続部一般図

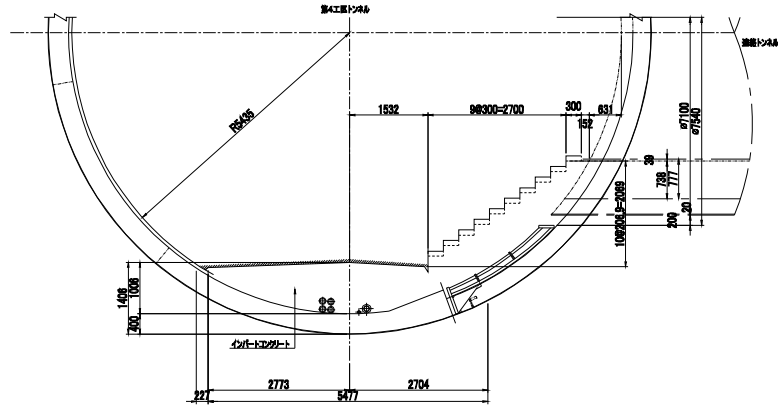
接続部平面図 S=1:200



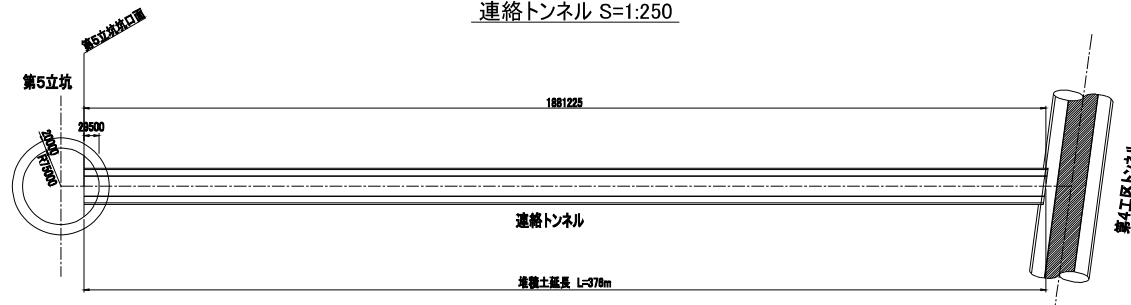
連絡トンネル標準断面図 S=1:100



接続部断面図(A-A) S=1:100



連絡トンネル S=1:250

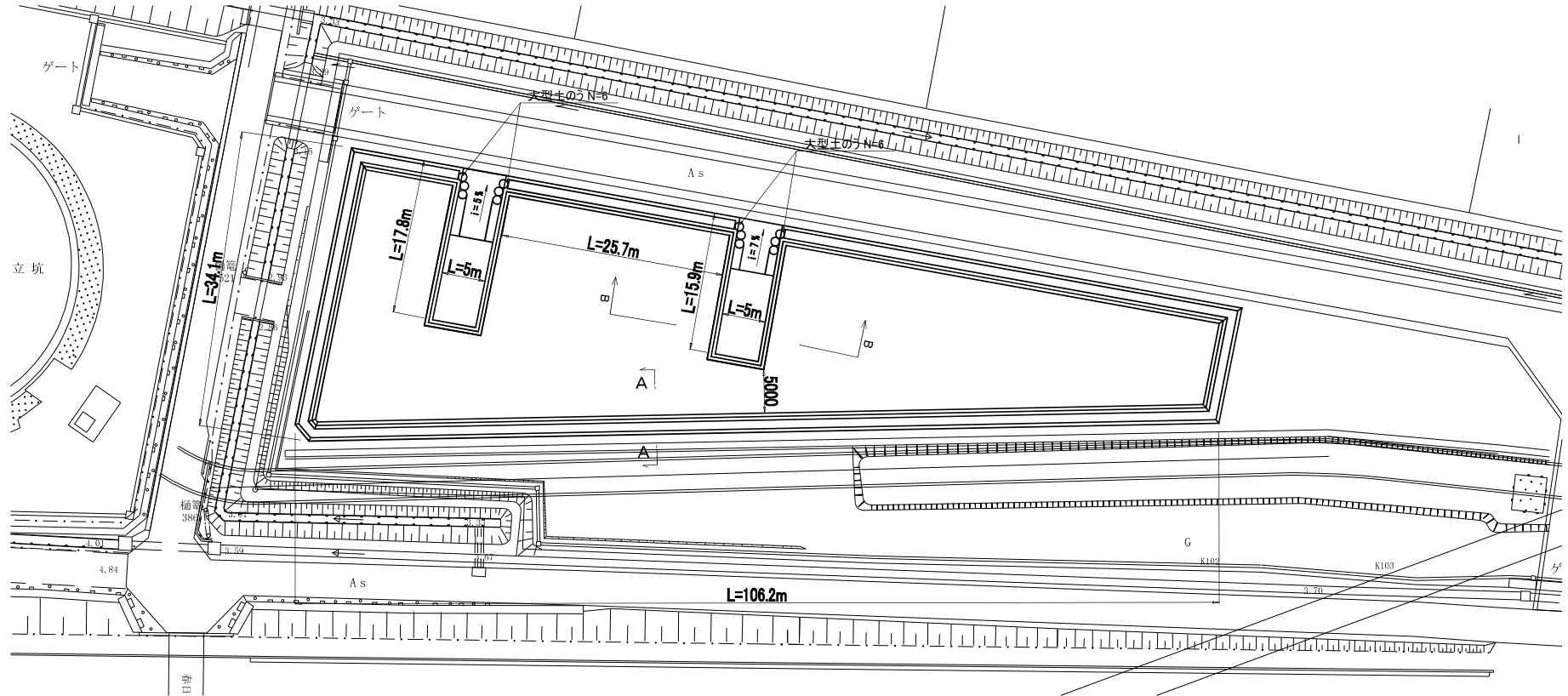


土砂撤去範囲(トンネル)

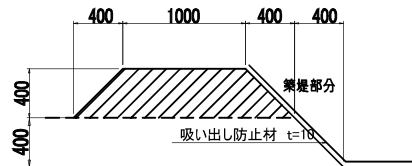
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7首都圏外郭放水路土砂撤去工事		
図 面 名	第4工区トンネル接続部一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	5 の 4
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

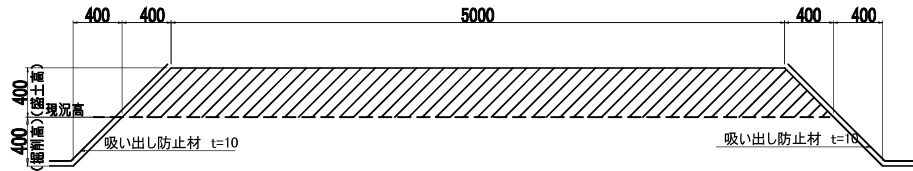
中川導水路囲ぎよう堤平面図 S=1:500



囲ぎよう堤断面 S=1:20
(A-A)



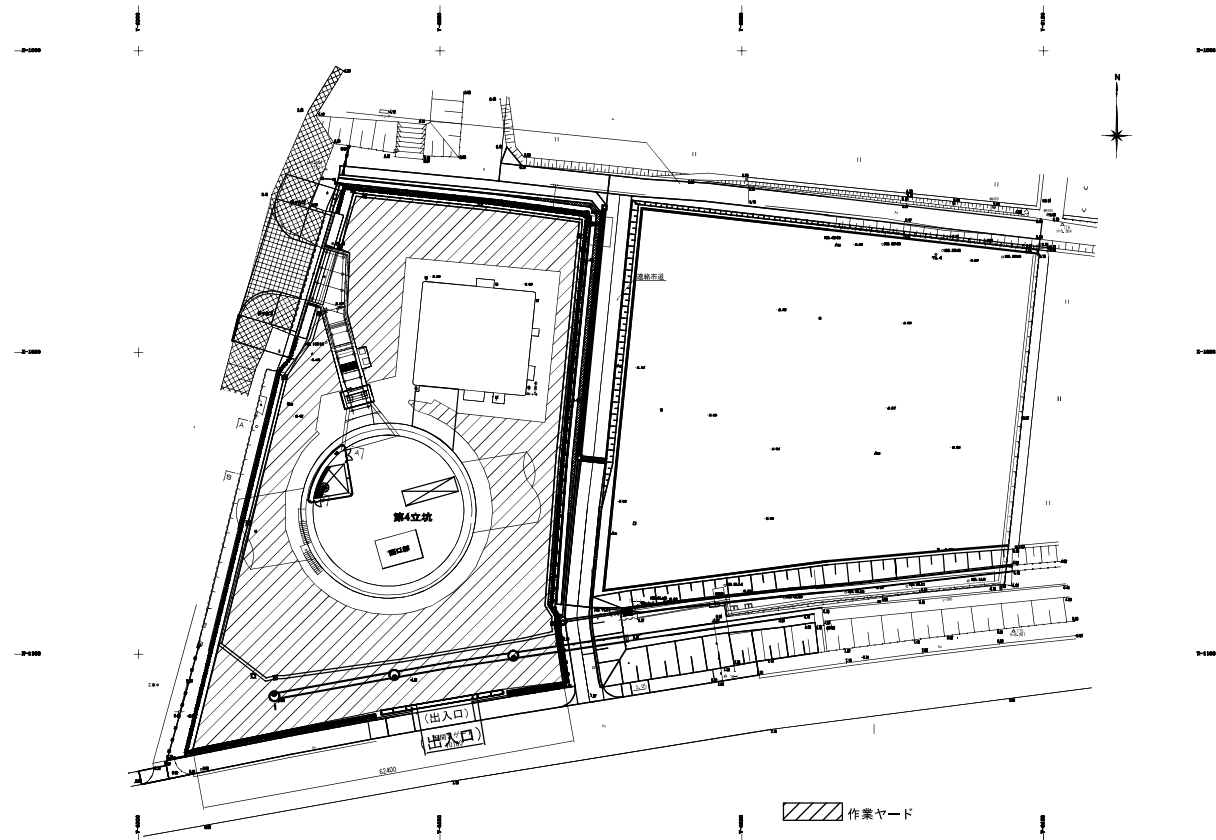
B-B断面 S=1:20



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7首都圏外郭放水路土砂撤去工事		
図面名	中川導水路囲ぎよう堤平面図		
縮尺	図示	図面番号	5の5
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

第4立坑敷地平面図 S=1:250



作業ヤード

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(参考図)

工事名	R7首都圏外郭放水路土砂撤去工事		
図面名	第4立坑敷地平面図		
年月日	令和8年	3月	日
尺度	1:250	図面番号	参の1
会社名			
事務所名	国土交通省江戸川事務所		

